

て、AはBを中心とするグループから排除され、一緒に昼食をとらないようになった。

その後、Aは、C、D、E、Fらと一緒にいることが多くなった。C、D、E、FからAに対するいじり行為が徐々にエスカレートしていき、身体的特徴を侮辱したり、排除したりする言動につながっていった。

Cに対するAの距離感が近いことから、CはAに嫌悪感を抱いており、意図的に距離を取っていた。

(2) いじめの事実関係

ア 行為①

令和5年8月下旬から11月中旬にかけて、B、G、Jが、Aと3対1の構図を作り、Aが教室に入れないように鍵を閉める、4人のグループから排除する言葉かけをするなど、Aを排除するような言動をとったこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に「『どうせ仲間、1人もおらんやろ？笑 まあ俺は仲間とは思わんけど笑』とB、G、JがAに言った」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、B、G、Jから聴き取りを行った。行為①について、Aを排除する言葉をBとGがかけたこと、Aが教室に入れないようにBが鍵を閉めたこと、Jはその場にいたことを確認した。
- ・ 令和6年3月12日、Bから聴き取りを行った。行為①について、Aを排除するような言動をとったことを確認した。

(いじめの判断)

B、G、Jの聴き取りにより、B、Gが行為①を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、行為①は、法第2条における「いじめ」に該当する。Jはその場にはいたが、BとGに注意をしておらず、結果として、Aに心理的苦痛を与えたものと判断される。また、Aの日記に、Jの発言等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

イ 行為②

令和5年（日時は不明）、CがAを避ける言動をとったり、周囲にAの悪口を言ってAを避けることを助長する行動をとったりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和6年3月12日、Cから聴き取りを行った。行為②について、CがAを避ける言動をとったり、周囲にAを避けることを助長する言動をとったりしたこと、それがほかの生徒の行動を助長するようになったことを確認した。

(いじめの判断)

Cの聴き取りにより、Cが行為②を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、行為②は、法第2条における「いじめ」に該当する。

ウ 行為③

令和5年（日時は不明）、DがAから話しかけられたときに「だまれ」と言ったり、XXXXXXXXXXとAの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和6年3月12日、Dから聴き取りを行った。行為③について、Aに対して「だまれ」と言ったり、Aの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたことを確認した。

(いじめの判断)

Dの聴き取りにより、Dが行為③を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、行為③は、法第2条における「いじめ」に該当する。

エ 行為④

令和5年8月下旬から9月下旬にかけて、EがAの飼っている犬に対して「ブス」と言ったり、 やAの走り方、 を使っていることなど、Aの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「飼い犬の写真を見て『不細工』などと言ったり、 と発言をされたりした」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、Eから聴き取りを行った。行為④について、Aの飼っている犬に対して「ブス」と言ったりAの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたことは、確認できなかった。
- ・ 令和6年3月12日、Eから聴き取りを行った。行為④について、Aの飼っている犬に対して「ブス」と言ったりAの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたことを確認した。

(いじめの判断)

Eの聴き取りにより、Eが行為④を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、行為④は、法第2条における「いじめ」に該当する。

オ 行為⑤

令和5年9月22日、FがAの鼻にCのシャープペンシルを刺したり、 とAの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「シャープペンシルを刺されたり とほざいてきやがった」という記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、Fから聴き取りを行った。行為⑤について、Aの鼻にCのシャープペンシルを刺したことを確認した。Aの身体的特徴を侮辱する発言をしたりしたことは、確認できなかった。
- ・ 令和6年3月12日、Fから聴き取りを行った。行為⑤について、Aの身体的特徴を侮辱する発言をしたことを確認した。また、Aの鼻にCのシャープペンシルを刺したことを再度確認した。

(いじめの判断)

Fの聴き取りにより、Fが行為⑤を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、行為⑤は、法第2条における「いじめ」に該当する。

カ 行為⑥

令和5年8月下旬から11月中旬にかけて、B、D、GがAを軽く叩いたこと。EがAを軽く叩いたり、尻を蹴ったり、押し倒したりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「B、E、Gに叩かれた、尻を蹴られた」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。Dによる行為については、Aの日記に記載がなかったため、この段階では学校は把握していなかった。

- ・ 令和6年2月28日、Iからの聴き取りで、Eが軽く叩いたり、叩かれたり、押し倒したりしたこと、また、突っかかったり突っかかられたりしたことを確認した。
- ・ 令和6年2月28日、B、Gから聴き取りを行ったが、B、GがAを軽く叩いたという事実は確認できなかった。
- ・ 令和6年2月28日、D、Eから聴き取りを行った。行為⑥についてD、Eの行為を確認した。
- ・ 令和6年3月12日、Bから聴き取りを行った。行為⑥についてBの行為を確認した。

(いじめの判断)

聴き取りにより、B、D、Eが行為⑥を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、B、D、Eによる行為⑥は、法第2条における「いじめ」に該当する。なお、Gについては、聴き取りから、行為⑥を行ったという事実は確認できなかった。しかし、Aの日記に、行動等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

キ 行為⑦

令和5年9月14日、Dが休み時間に、Aの睡眠を邪魔したこと。令和5年（日時は不明）、C、E、F、K、Lが休み時間に、Aの睡眠を邪魔したこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「Dにより睡眠を邪魔された」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、Kへの聴き取りで、C、D、E、F、K、LがAの睡眠を邪魔したという証言があった。また、Lへの聴き取りでも、LがAの睡眠を邪魔したという行為が確認できた。C、D、Eへの聴き取りでは、C、D、EがAの睡眠を邪魔したことの確認はできなかった。
- ・ 令和6年2月28日、Fから聴き取りを行った。行為⑦について、Aの睡眠を邪魔したことを確認した。
- ・ 令和6年2月28日、Hから聴き取りを行った。行為⑦について、「FがAをからかっている感じがあった」という証言があった。
- ・ 令和6年3月12日、C、D、Eから聴き取りを行ったが、C、DがAの睡眠を邪魔したことは確認できなかった。EがAの睡眠を邪魔したことを確認した。

(いじめの判断)

- ・ E、F、K、Lからの聴き取りにより、E、F、K、Lが行為⑦を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、E、F、K、Lによる行為⑦は、法第2条における「いじめ」に該当する。なお、C、Dについては、聴き取りから、行為⑦を行ったという事実は確認できなかった。しかし、Aの日記やKからの聴き取り等から鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

ク 行為⑧

令和5年9月6日、B、D、E、G、Iが、 とAの身体的特徴を誹謗したこと。D、E、Iが背中をつつき奥で笑っていたこと。令和5年10月24日、Hが「自分の方が 」と言って、Aの身体的特徴を誹謗したこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「B、D、E、G、Iに と言われた」「D、E、I

が『背中をつつき笑っていた』『Hに『自分の方が██████████って優越感に浸っていた』と発言された』との記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。

- ・ 令和6年2月28日のB、D、E、G、H、Iの聴き取りでは、B、D、E、G、H、Iが、Aの身体的特徴を誹謗したという事実は確認できなかった。
- ・ 令和6年2月28日のD、E、Iの聴き取りでは、Eが背中をつついたことを確認できた。D、Iからは背中をつついたことを確認できなかった。
- ・ 令和6年2月28日、Jから聴き取りを行った。行為⑧について、「DとEがAをからかっている感じがあつた」という証言があつた。

(いじめの判断)

B、D、E、G、H、Iからの聴き取りでは、B、D、E、G、H、Iが、Aに██████████と言って身体的特徴を誹謗したという事実は確認できなかった。また、Hが「自分の方が██████████って優越感に浸っていた」と発言した事実は確認できなかった。さらに、D、E、Iの聴き取りでは、Eが背中をつついたことを確認できた。D、Iからは背中をつついたことを確認できなかった。しかし、Aの日記に、発言等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があつたと判断する。

ケ 行為⑨

令和5年8月28日、Cが発表をAに押し付けたこと。令和5年9月28日、C、D、F、Hが座席の場所などをAに押し付けたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「Cが数学などの回答の時におれに無理やり発表させようとした」「C、D、F、Hに席替えの時に前になるよう押し付けられた」という旨の記載があつた。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、C、D、F、Hから聴き取りを行ったが、C、D、F、Hが発表や座席の場所などをAに押し付けたという行為は確認できなかった。

(いじめの判断)

C、D、F、Hからの聴き取りでは、C、D、F、Hが発表や座席の場所などをAに押し付けたという事実は確認できなかった。しかし、Aの日記に、行動等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があつたと判断する。

コ 行為⑩

令和5年8月下旬から11月中旬にかけて、B、C、D、E、G、H、I、M、Nが「キモイ」、「ブサイク」、「くさい」などとAを誹謗したこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「Bに『くさい』『バカが移る』『きたない』、Cに『ブサイク』、Dに『くさい』、Eに『くさい』『██████████(に似ている)』、Gに『くさい』『バカがうつる』、Hに『キャラに例えられてきて笑われた』、I、Nに『そこに座る人がかわいそう』、Mに『キモイ』、Nに『キモイ』などと誹謗された」という旨の記載があつた。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、B、C、D、Eから聴き取りを行ったが、D、Eが「(鼻水をかんだティッシュを机の引き出しの中に入れて)きたない」と誹謗したことを確認した。B、Cについては確認できなかった。
- ・ 令和6年2月28日、G、H、Iから聴き取りを行ったが、G、H、Iが「キモ

イ)、「ブサイク」、「くさい」などAを誹謗したことは確認できなかった。

- ・ 令和6年2月28日のMの聴き取りでは、Mが「キモイ」、「ブサイク」、「くさい」などとAを誹謗したことを確認ができた。
- ・ 令和6年2月28日、Hから聴き取りを行った。行為⑩について、「EがAをからかっている感じがあった」という証言があった。
- ・ 令和6年2月28日、Kから聴き取りを行った。行為⑩について、「Aに対するBのいじりは度が過ぎていた」という証言があった。
- ・ 令和6年3月12日、B、Cの聴き取りでは、Aに対してBが「はなしかけんで」と言ったことは確認できたが、「くさい」、「ブサイク」などと誹謗したことは確認できなかった。
- ・ Nについては、聴き取りが実施された令和6年2月28日に欠席しており、その後は、本事案に中心的に関わったと考えられるB～Fに聴き取りの対象を絞ったため、Nからの聴き取りは実施していない。なお、令和6年2月21日のアンケートでは事実を確認できていない。

(いじめの判断)

D、E、Mの聴き取りにより、D、E、Mが行為⑩を行ったという事実が認められ、Aが心理的苦痛を感じていることから、D、E、Mによる行為⑩は、法第2条における「いじめ」に該当する。なお、B、C、G、H、Iについては、聴き取りから、行為⑩を行ったという事実は確認できなかった。Nについては、聴き取りは実施しなかった。しかし、Aの日記に、発言等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

サ 行為⑪

令和5年8月31日、DがAを拘束したこと。令和5年9月4日、B、GがAを拘束したこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に「B、Gがおれをおさえて拘束した」「Dに首とかしめられ拘束された」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、B、D、Gから聴き取りを行ったが、B、D、GがAを拘束したという事実は確認できなかった。
- ・ 令和6年3月12日、Dから聴き取りを行った。DがAを拘束した事実を確認した。

(いじめの判断)

Dの聴き取りにより行為⑪について確認できたが、B、Gからの聴き取りでは確認できなかった。しかし、Aの日記に、行動等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

シ 行為⑫

令和5年9月20日、D、F、LがAを殴るふりをしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「D、F、Lに殴るふりをされた」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、D、F、Lから聴き取りを行ったが、D、F、LがAを殴るふりをしたという事実は確認できなかった。

(いじめの判断)

D、F、Lからの聴き取りでは確認できなかった。しかし、Aの日記に、行動等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

ス 行為⑬

令和5年8月下旬から11月中旬にかけて、B、E、F、G、IがAの写真を勝手に撮ったり、物を取ったりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「写真を撮られたり、パソコン、私物、スリッパを奪い取ったりしてきた」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、B、E、F、G、Iから聴き取りを行ったが、B、E、F、G、IがAの写真を勝手に撮ったり、物を取ったりしたという事実は確認できなかった。
- ・ 令和6年3月12日、B、E、Fから聴き取りを行い、Fから行為⑬について確認できたが、B、EがAの写真を勝手に撮ったり、物を取ったりしたという事実は確認できなかった。

(いじめの判断)

Fからの聴き取りで、Fが行為⑬を行った事実を確認できたが、B、E、G、Iからの聴き取りでは確認できなかった。しかし、Aの日記に、行動等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

セ 行為⑭

令和5年9月下旬から11月中旬にかけて、CがAに中指を立てたり、消しかすを投げたり、暴言を吐かれたりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「中指を立てられた」、「ごみや消しかすを投げられたり、置かれたりした」、「『黙れ』『殺すぞ』と言われた」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの記載を把握した。
- ・ 令和6年2月28日、Cから聴き取りを行ったが、CがAに中指を立てたり、消しかすやごみを投げたり、置いたり、暴言を吐いたりしたという事実は確認できなかった。
- ・ 令和6年3月12日、Cから聴き取りを行ったが、CがAに中指を立てたり、消しかすやごみを投げたり、置いたり、暴言を吐いたりしたという事実は確認できなかった。

(いじめの判断)

Cからの聴き取りでは確認できなかった。しかし、Aの日記に、発言等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

ソ 行為⑮

令和5年11月8日、OとPがAに対して [REDACTED] と誹謗したり悪口を言ったりしたこと。

(調査による証言等)

- ・ 令和5年12月10日、Aの保護者が欠席のための連絡システムを通して学校に提出したAの日記に、「OとPから [REDACTED] と、誹謗されたり悪口を言われたりした」という旨の記載があった。12月11日、学校がこの

記載を把握した。

- 令和6年2月19日と同27日のいじめ重大事態調査委員会では、Aと保護者の「Aの日記から発覚した内容については伝えないでほしい」という要望を尊重するために、生徒指導主事からAの所属するクラスで「Aが学校に来ていないが、理由はわからない。なにか分かることがあれば教えてほしい。」と話をし、クラス内でアンケートや聴き取りを実施して調査を進めると判断した。OとPは、別のクラスに所属していたため、学校は、この2名への聴き取りは実施しなかった。

(いじめの判断)

OとPへのアンケートや聴き取りは実施しなかったが、Aの日記に、発言等が詳細に残されていたことに鑑みて、法第2条における「いじめ」があったと判断する。

(3) 学校の対応

ア 法第23条第1項の対応

令和5年12月11日、Aの保護者からの申し出を把握した教職員が、管理職に報告し、関係教職員で対応を協議した。

令和5年12月13日、いじめ防止対策委員会で、対応を協議した。

イ 法第23条第2項の対応

令和5年12月12日、生徒指導主事と担任が、Aから聴き取りを実施した。

令和6年2月21日、Aが所属するクラス全員へアンケートを実施した。

令和6年2月27日、28日、複数の教職員で、Aが所属するクラス全員へ聴き取りを実施した。

令和6年3月6日、副校長と生徒指導主事が、Aから聴き取りを実施した。

令和6年3月12日、生徒指導主事と担任が、B～Fから聴き取りを実施した。

ウ 法第23条第3項の対応

令和5年12月16日、管理職が、Aの保護者との面談を実施した。

令和5年12月26日、副校長と担任が、Aが転学を希望する高校の見学に同行した。

令和6年1月11日、副校長が、Aが転学を希望する高校は受け入れの見通しが無いことをAの保護者に連絡し、他の高校を紹介した。

令和6年1月中旬以降、オンライン授業を実施した。

令和6年2月8日～13日、学年末考査の別室受験環境を整えた。

令和6年2月12日、校長が、Aの保護者と面談を実施した。

令和6年2月13日、校長が、Aと面談を実施した。

令和6年2月26日、副校長と生徒指導主事、担任が、A、Aの保護者と面談を実施した。

令和6年2月27日、28日、生徒指導主事と担任が、B～Mへの指導を行った。

令和6年3月26日、生徒指導主事と担任が、B、C、D、Eと面談を実施した。

令和6年3月29日、生徒指導主事と担任が、Fと面談を実施した。

令和6年3月29日、A、Aの保護者と面談を実施した。

令和6年4月3日、副校長と担任等が、Aと面談を実施した。

令和6年4月8日以降、毎日放課後に、教職員が、Aと面談を実施した。

エ 法第23条第5項の対応

令和5年12月12日、生徒指導主事と担任が、Aの保護者へ最初の説明と連絡を行った。

令和6年2月26日、副校長と生徒指導主事、担任が、A、Aの保護者にアンケー

トの結果を報告した。

令和6年3月6日、副校長と生徒指導主事、担任が、A、Aの保護者にアンケートの結果を報告した。

令和6年3月12日、生徒指導主事と担任が、B～Fの保護者へ最初の説明と連絡を行った。

令和6年3月13日、副校長と生徒指導主事、担任が、Aの保護者に聴き取りの結果を報告した。

令和6年3月18日、副校長と生徒指導主事、担任が、Aに聴き取りの結果を報告した。

令和6年3月29日、教職員が、B、C、D、E、Fが謝罪文を書いているときの様子を、AとAの保護者に伝えた。

(4) 分析

- ・ 学校いじめ防止基本方針では、いじめの未然防止のための取組として、いじめの未然防止のための取組として「いじめに向かわない態度・能力の育成」を挙げ、自他をかけがえのない存在として尊重し、相手の立場に立つてものを考えることの大切さを実感できる学習体験・部活動を実施することとしている。今回の事案では、クラス全体としていじめに向かわない態度・能力の育成が不十分であった。
- ・ 学校いじめ防止基本方針では、いじめの早期発見のための取組として、定期的なアンケートや面談、担任や授業担当者が日頃の状況把握を行う、としている。今回の事案では、アンケートや面談を通して、Aが学校生活を送る上での困り感を聞くことはできていたが、人間関係の悩みについては聴き取ることができていなかったため、早期発見に至らず、長期的にからかいや身体的特徴に対する侮辱が行われた。いじめが発覚した際には、Aが既に登校できない状況に至っていた。また、複数の教職員が観察していても、いじめを早期に見抜くことができなかった。
- ・ 学校いじめ防止基本方針では、いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた際にはいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する、としている。今回の事案では、組織的に取り組みを行うことはできた。
- ・ 学校いじめ防止基本方針では、いじめに対する措置として、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行う、としている。今回の事案では、Aと保護者の「Aの日記から発覚した内容については伝えないでほしい」という要望を尊重するために、生徒指導主事からAの所属するクラスで「Aが学校に来ていないが、理由はわからない。なにか分かることがあれば教えてほしい。」と話をして、クラス内でアンケートや聴き取りを実施して調査を進めると判断した。そのため、他のクラスに所属しているOとPからは、状況を確認できなかった。また、Nに対しては、クラス全体でのアンケートは実施したものの、予定していた聴き取りについては、Nの欠席により実施できなかった。その後、今回の事案に中心的に関わったと考えられる生徒がB～FであることをAと保護者から確認し、今後の指導をB～Fに絞ったことにより、Nからの聴き取りは実施しなかった。Aと保護者の要望を尊重し、学校としてできる限りの調査は実施できたと考える。

II 当該事態への対処及び再発防止の取組

1 当該事態への対処

今回の事案では、Aと保護者から「Aの日記から発覚した内容については伝えないでほしい」という要望が示されたため、加害生徒への指導については、生徒が証言した内容への指

導に止め、その後の観察の強化を行うこととした。

(1) 被害生徒A

- ・ 学校は、A及びAの保護者の気持ちを尊重し、転学の方角で県立高校を中心に提案や見学を行った。しかし、希望する学校への転学は難しかった。その後は復学に向けて学校として環境を最大限整えることに留意した。副校長を中心に、AやAの保護者と連絡を密に取り合い、教育的ニーズの把握に努めた。
- ・ 授業についてはオンラインで参加可能とし、定期考査については、別室で受験できるよう対応した。欠席及びオンラインで参加した授業については、教科担当者から別途課題を渡すことで対応した。
- ・ 令和6年4月8日、学校は、聴き取りの内容やAからの希望を踏まえ、B、C、D、E、Fからの謝罪の場を設定した。
- ・ 学校は、Aが ████████ に進級後は、加害生徒とは授業や教室が同じにならないよう配慮している。Aの新担任をはじめとして、██████ を中心に見守りを続けている。
- ・ 学校は、令和6年4月以来、毎日放課後に ████████ と ████████ (旧担任) とで、Aに対して短時間の面談を行い、再び問題があった際の早期発見ができるようにしている。
- ・ Aは、令和6年4月以降、特に心身の苦痛を訴えることなく登校することができている。

(2) 加害生徒B

- ・ 聴き取りを行うと自らの非を認めて反省し、Aに謝罪を行いたいと話した。
- ・ 令和6年3月12日、学校は、Aを排除したことや叩いたことについて指導を行った。
- ・ 令和6年3月26日、学校は、Aへの謝罪文を書く場を設定した。
- ・ 令和6年4月8日、学校は、Aに対する謝罪の場を設定した。
- ・ 教職員により観察の強化を行っている。

(3) 加害生徒C

- ・ 聴き取りを行うと、AがCの下半身を触ってきたことやAの普段の言動でAに対して嫌悪感を持っており、その気持ちからAに対する悪口や避ける言動をしてしまったことを認め、Aに謝罪を行いたいと話した。
- ・ 令和6年3月12日、学校は、Aに対する悪口や避ける言動について指導を行った。
- ・ 令和6年3月26日、学校は、Aへの謝罪文を書く場を設定した。
- ・ 令和6年4月8日、学校は、Aに対する謝罪の場を設定した。
- ・ 教職員により観察の強化を行っている。

(4) 加害生徒D

- ・ 聴き取りを行うと自らの非を認めて反省し、Aに謝罪を行いたいと話した。
- ・ 令和6年3月12日、学校は、「だまれ」と言ったり身体的特徴に対して侮辱したりしたこと、誹謗や拘束、軽く叩いたことについて指導を行った。
- ・ 令和6年3月26日、学校は、Aへの謝罪文を書く場を設定した。
- ・ 令和6年4月8日、学校は、Aに対する謝罪の場を設定した。
- ・ 教職員により観察の強化を行っている。

(5) 加害生徒E

- ・ 聴き取りを行うと自らの非を認めて反省し、Aに謝罪を行いたいと話した。
- ・ 令和6年3月12日、学校は、身体的特徴に対する侮辱や睡眠を邪魔した行為、軽く叩いたことや押し倒したこと、背中をつついたことや誹謗について指導を行った。
- ・ 令和6年3月26日、学校は、Aへの謝罪文を書く場を設定した。

- ・ 令和6年4月8日、学校は、Aに対する謝罪の場を設定した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (6) 加害生徒F
- ・ 聴き取りを行うと自らの非を認めて反省し、Aに謝罪を行いたいと話した。
 - ・ 令和6年3月12日、学校は、身体的特徴に対する侮辱やシャープペンシルを鼻に刺した行為、睡眠を邪魔した行為、写真を撮ったりAの所有物を取ったりした行為について指導を行った。
 - ・ 令和6年3月29日、学校は、Aへの謝罪文を書く場を設定した。
 - ・ 令和6年4月8日、学校は、Aに対する謝罪の場を設定した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (7) 加害生徒G
- ・ 令和6年2月28日、学校は、Aを排除するような言動を行ったことについて指導を行った。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (8) 加害生徒H
- ・ 令和6年2月28日、学校は、EとFによる、Aに対するからかい行為を傍観したことについて指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (9) 加害生徒I
- ・ 令和6年2月28日、学校は、EがAに対して突っかかりたり押ししたりしているのを傍観したことについて指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (10) 加害生徒J
- ・ 令和6年2月28日、学校は、Aに対してDとEがからかう行為を傍観したことについて指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (11) 加害生徒K
- ・ 令和6年2月28日、学校は、Aに対する睡眠を邪魔した行為について指導した。また、BのAに対するからかい行為を傍観したことについて指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (12) 加害生徒L
- ・ 令和6年2月28日、学校は、Aに対する睡眠を邪魔した行為について指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (13) 加害生徒M
- ・ 令和6年2月28日、学校は、Aに対する誹謗について指導した。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (14) 加害生徒N
- ・ 聴き取り実施日に欠席であり、その後、Aと保護者の意向に基づき、追加の聴き取りの対象をB～Fとしたため、Nに対する聴き取りの機会は設けなかった。なお、令和6年2月21日に取っていたアンケートからは、NがAを誹謗したことは確認できなかった。
 - ・ 教職員により観察の強化を行っている。
- (15) 加害生徒O
- ・ Aとは違うクラスに所属しており、Aと保護者の意向に基づき、全体アンケートと聴き取りは、Aが所属するクラスで行うこととしたため、Oに対する聴き取りと指導は行

わなかった。

- ・ 教職員により観察の強化を行っている。

(16) 加害生徒P

- ・ Aとは違うクラスに所属しており、Aと保護者の意向に基づき、全体アンケートと聴き取りは、Aが所属するクラスで行うこととしたため、Pに対する聴き取りと指導は行わなかった。
- ・ 教職員により観察の強化を行っている。

2 再発防止の取組

(1) いじめを生まないための取組

① これまでの取組

- ・ いじめの未然防止のための取組として「いじめに向かわない態度・能力の育成」のために、自他をかけがえのない存在として尊重し、相手の立場でものを考えることの大切さを実感できる学習体験・部活動を実施してきた。

② 課題

- ・ 自他をかけがえのない存在として尊重し、相手の立場でものを考えることの大切さを実感できる学習体験・部活動を実施してきたが、いじめに向かわない態度・能力の育成が不十分であったことが課題である。

③ 今後の取組

- ・ ホームルームにおいて、いじめに関する実際の事例や動画などを教材に生徒同士で話し合ったり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を作る。
- ・ 授業において、特に発表や対話をさせる際、教科担当者が周りや相手に対しての配慮ある態度や発言を積極的に取り上げ、口頭で伝えるなど、生徒への適切な評価を行うことで、互いの人権や多様性を認めあう指導を行う。
- ・ 体育祭等の学校行事において、異年齢交流を積極的に取り入れることにより、互いの人権や多様性を認めあう指導を行う。
- ・ クラスや[]等における指導を通じて、いじめられる側を教職員が「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感とホームルームへの安心感を育み、ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

(2) 早期発見に向けた取組

① これまでの取組

- ・ 学校の全教育活動において、生徒の様相観察を行うとともに、学校生活アンケートやいじめアンケートを通していじめの早期発見に努めてきた。
- ・ 面談週間を設け、短縮授業を行い放課後に時間を確保することで、個別面談の充実を図るとともに、生徒の変化を把握するように努めてきた。
- ・ 定例の[]で、生徒の情報交換を行ってきた。
- ・ 修学支援・いじめ防止委員会で生徒の情報共有を行ってきた。
- ・ 人権同和教育授業で様々な人権課題について取り上げ、寛容な心の育成を目指してきた。
- ・ 相談箱の設置及び周知、点検を行ってきた。
- ・ 相談窓口等の周知を行ってきた。

② 課題

- ・ アンケートや面談、ホームルームや授業等を通して複数の教職員で観察していたが、いじめを早期に見抜くことができなかった。

- ・ アンケートや面談を通して、Aの人間関係の悩みを聴き取ることができなかった。
- ③ 今後の取組
- ・ 学校生活の様々な場面で、いじめ早期発見のためのチェックポイントを活用し、生徒の様相観察の強化を図る。
 - ・ 事例研究やロールプレイを取り入れた職員研修を通して、特に若年教職員の生徒指導力の育成を強化し、いじめを許さない、見逃さない環境の醸成を図る。
 - ・ 生徒指導やいじめ対応についての事例研究やロールプレイを取り入れた職員研修を実施することで、いじめの早期発見、早期対応に向けた教職員の観察力や指導力を高める。
 - ・ 相談箱の周知、点検を徹底する。
 - ・ 相談窓口等を周知し、SOSの出し方教育を実施する。
- (3) いじめを認知した際の取組
- ① これまでの取組
- ・ アンケートで気になる事案が発覚した際には、いじめ防止・修学支援委員会をはじめ、教職員間で共通理解を図り、組織的に早期対応に当たってきた。
 - ・ アンケートで気になる事案が発覚した際には、即座に被害生徒、加害生徒、関係生徒への聴き取りや事実確認を行い、適切な指導に努めてきた。
 - ・ いじめに対する措置として、いじめと疑われる行為が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、生徒の感じる被害性に着目した判断を行うようにしてきた。
- ② 課題
- ・ 欠席連絡のためのシステムを通していじめ事案を把握したが、いじめが発覚した際には、生徒が既に学校に登校できない状況になっていた。
 - ・ 生徒の感じる被害性に着目した判断を行ったが、被害生徒に登校再開できる環境を早期に整えることができなかった。
 - ・ 複数の教職員で観察していても、いじめを早期に見抜くことができなかった。
- ③ 今後の取組
- ・ いじめ防止対策委員会を開催し、事実の正確な把握に努めるとともに、被害生徒や保護者の心情、ニーズに寄り添った対応を行う。
 - ・ いじめ防止対策委員会において、被害生徒の支援について十分に協議・検討し、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して支援を行う。
 - ・ 生徒指導やいじめ対応についての事例研究やロールプレイを取り入れた職員研修を実施することで、いじめ問題への組織的な対応の重要性についての共通理解を図る。